

不当解雇、生保申請など相談相次ぐ 県民大運動が街頭相談会

山梨県民要求実現大運動実行委員会（略称＝県民大運動）は6月17日、甲府駅南口で、街頭相談会を開きました。労働組合役員や病院の医療相談員など30人の支援者が参加し、10人が相談に訪れました。

「看板を見て来た」という50代の男性は、「2年間勤めた会社を、1週間休んだらいきなり解雇された」と訴えました。相談者は「労働基準監督署へ申告して改善を求めましょう」と助言しました。

76歳の男性は「無年金で橋の下で生活している。4年前に



県民大運動が開いた街頭相談会
＝6月17日、甲府駅南口

生活保護を申請しようとしたが断られた」と話しました。相談者が福祉事務所へ同行し、申請に向けて援助しました。

このほか、請負単価の切り下げや、サラ金への過払い金請求、介護、年金受給などのついでに相談が寄せられました。

生保・母子加算復活を要請

山梨県社保協は6月23日、生活保護の母子加算復活を求め、参議院厚生労働委員へ送りました。

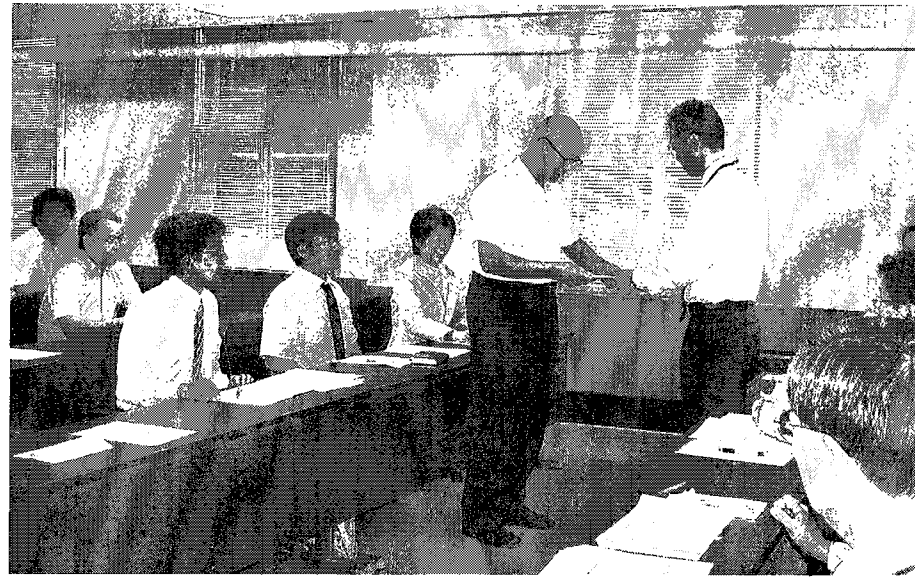
母子加算は「ひとり親世帯が子どもを育てるには追加的な費用が必要」として、18歳までの子どもがいる母子・父子家庭などの生活保護費に上乗せして支給されていました。05年度から段階的に廃止され、09年

度に全廃されました。廃止取り消しを求め、京都、広島、青森、北海道で12人が裁判を起こしています



野党4党が提出した母子加算復活法案が6月26日、参院本会議で可決されました。与党は採決を棄権しました。同法案は同日、衆議院へ送られました。

要請書を提出する県社保協の人たち（左側）＝6月15日、県庁



11分野 32項目の要請書を提出

山梨県社保協は6月15日、社会保障の充実を求める11分野32項目の要請書を県へ提出しました。三浦克弥会長ら12人が参加し、日本共産党の、こごし智子県議が同席しました。

要請項目と回答（抜粋）は次の通り。全文は当会のブログ（<http://y-shahokyou.cocolog-nifty.com/blog/>）で閲覧・ダウンロードできます。

後期医療廃止を訴え

山梨県社保協は6月15日、甲府駅南口で、後期高齢者医療制度の廃止を求める街頭宣伝・署名行動を実施しました。

「高齢者に重い負担を強い、医療給付を制限する制度は廃止しましょう。社会保障費の2200億円削減路線を撤回させましょう」などと訴えました。

1. 国民健康保険について

1) 経済的な理由で国保料（税）を払えない被保険者には、資格証明書や短期保険証を発行しないように、市町村に助言してください。2) 「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、国保料（税）滞納の有無に関わりなく交付するよう、市町村に助言してください。3) 国保料（税）引き下げに必要な財政措置を県独自に実施してください。4) 医療費窓口負担の減額、免除等の取り扱い要綱を作成するよう、市町村に助言してください。5) 1月20日付閣議決定を踏まえ、「医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行なった場合」には、短期保険証を交付できることを、市町村や被保険者に周知してください。

国保援護課 1) 滞納者に一律機械的に対応することなく、交付理由の周知とともに、個々のケースに対応し、実情を適正に把握して運用するよう、助言しています。納付相談の奨励に加え、生活環境の問題把握にも努めるなどして、福祉・介護等関係部局と連携を図るよう助言しています。2) 70歳以上の「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、国保税（料）の滞納に関わりなく交付されています。3) これ以上の財政措置は厳しいものと思われます。4) 制度の周知や相談業務への取組など、市町村に対し適切に助言を行っています。5) 閣議決定された政府答弁書は、1月27日付けで各市町村長あて通知し、周知を図ったところです。

2. 介護保険について

1) 特別養護老人ホームをはじめ、介護施設の整備を促進してください。2) 保険料や利用料、居住費、食事負担を軽減し、必要な介護を受けられるように県独自に助成してください。3) 介護労働者の給与・労働条件の改善と大幅増員のため、県独自に事業所へ助成してください。

長寿社会課 1) 計画的に進めています。2) 県独自助成は考えていません。3) 国が介護職員処遇改善等臨時特例交付金を創設したことを受け、県では、処遇改善に取り組む事業者に対して助成するための事業費を、本年度補正予算案に計上する予定です。（2面に続く）

(1面の続き)

3. 新型インフルエンザ対策について

1) 手袋や防護服、抗ウイルス薬などの医療資材を確保し、医療機関や福祉施設に提供できる体制を整備してください。2) 感染者受け入れが医療機関の財政的な負担とならないよう、財政支援をしてください。5) 5月18日付厚労省通知にあるように、感染者が発熱外来で資格証明書を提示した際には、被保険者証とみなすよう、関係機関に徹底してください。6) 少なくとも新型インフルエンザの感染が危ぐされる期間については、国保の資格証明書を発行された世帯にたいし、無条件で短期保険証を発行するよう、市町村に助言してください。

衛生薬務課 健康増進課 1) 手袋や防護服については、入院受入協力医療機関に対して整備のための補助を行っています。抗ウイルス薬については、県においてタミフルを73,000人分備蓄しており、今後はリレンザも含めて追加備蓄を進めます。パンデミック時においては、備蓄薬を医薬品卸売業者を通じて供給することとしています。**健康増進課** 2) 入院受入協力医療機関に対して人工呼吸器、個人防護具の整備の補助を行っています。また、感染症指定医療機関に対しては毎年度、感染症病床について運営費の補助を行っています。**国保援護課** 5) 5月18日付厚労省通知は、5月21日付で各保険者等あて通

知するとともに、関係課を通じて関係機関に周知を図りました。6) 発熱外来以外の医療機関を受診しようとする場合は、短期保険証を交付できるとされています。

4. 生活保護について

1) 住居を失った人が住居を定めるまでの期間に居住する一時避難施設を設置してください。2) 申請者が保護開始までの間困窮しないよう、生活費の無利子・無保証人・無担保貸与などのための財政措置をとってください。3) 保護の要否などの決定と通知を「申請のあつた日から14日以内にしなければならない」ことを保護実施機関に徹底してください。5) 「申請者の氏名及び住所又は居所」「要保護者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所、職業及び申請者との関係」「保護の開始又は変更を必要とする事由」を記載した書面が提出された日をもって申請を受理するよう、保護実施機関を指導してください。

福祉保健総務課・児童家庭課

1) 住居を失い、居宅での生活が困難な要保護者については、救護施設で受け入れています。解雇等により住居を失った人に対し県営住宅を提供しており、入居期間も最長1年に延長することとしています。2) 国の経済危機対策において、「臨時特例つなぎ資金貸付事業」が創設され、生活保護等の公的給付開始までの間、無利子、無保証人、無担保での貸付ができるように

なったことから、この制度の活用を働きかけていきます。**児童家庭課** 3) 法令に基づいた取り扱いを行うよう、各福祉事務所を指導しています。5) 生活保護法施行規則第2条に定められた事項を記載した書面が提出されれば、これを受理し、受理した日をもって、保護の要否を決定するよう、各福祉事務所を指導しています。

5. 後期高齢者医療について

1) 資格証明書・短期保険証を発行しないよう市町村や広域連合に助言してください。

国保援護課 1) 保険料の軽減対象となっている方々に対しては、原則として資格証明書の交付に至らないようにすることや、収納対策を効果的かつ効率的に行うため短期被保険者証を活用することなどが示された厚労省通知の趣旨を踏まえ、広域連合や市町村が、適切に対応するよう、助言します。

6.68、69歳医療費助成制度を存続し、対象年齢を74歳まで拡大してください。

国保援護課 国の動向を注視するとともに、行政改革を推進する観点から、県単制度の見直しについてさらに検討します。対象者を74歳まで拡大することは、医療費の適正化を目指す国の制度改正の趣旨に照らし適切ではないと考えています。

7. 地域医療について

1) 地方独立行政法人山梨県立

病院機構の中期目標に、難病医療や不採算医療の提供、公立病院への医師派遣を明記してください。2) 療養病床を削減しないでください。3) 医師・看護師の確保、育成にいつそう努力してください。

県立病院経営企画室 1) 県民生活に欠くことのできない政策医療を提供していくことや地域医療関係機関との協力体制を強化し地域医療への支援を行うことなどについて、医療や経営に関して学識を有する者から構成される評価委員会の意見を伺いながら、原案作成作業を進めています。**医務課** 2) 療養病床の転換等に当たっては、医療機関の意向を尊重することを基本とし、療養病床から介護保険施設等へ転換する場合の国の支援策等について助言することなどにより、医療機関自らの判断を促し、計画の目標が達成できるよう努めます。3) 山梨大学、医師会等関係機関との連携の下、多様な方策を実施しています。医師等の不足の深刻化に鑑み、より一層積極的な取組を進めます。

8. 子どもの医療費窓口無料化について、対象年齢を通院、入院ともに中学3年生まで拡大してください。

児童家庭課 窓口無料化の効果や影響を検証のうえ、実施主体である市町村と十分に協議する中で、検討していきたいと考えています。

9. 妊婦健診について、厚労省が「望ましい」としている14回について妊婦本人負担をなくし、全額公費負担とするために、県独自に助成してください。

健康増進課 平成21年度から県内全ての市町村において、5回から「望ましいとされる14回」に公費助成の回数を増やしました。拡充された助成制度が有効に活用されるよう市町村に対し積極的に助言します。

10. 難病医療費の患者負担分を県で助成してください。

健康増進課 特定疾患治療研究事業として国が指定している45疾患(特定疾患)に罹患している患者の認定を行い、当該医療費の自己負担分については、所得階層に応じて県と国で一部補助しています。

11. 障害者自立支援法を抜本的に見直し、応益負担原則による負担増をなくすよう、国に要請してください。

障害福祉課 「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」が速やかに成立するよう期待するとともに、動向を十分に注視して参ります。

